

令和5年度 佐世保市子ども・子育て会議 保育所等施設整備計画選定分科会 議事録（要約版）

日 時：令和4年11月2日（水）19時～21時

場 所：佐世保市中央保健福祉センター

（すこやかプラザ）4階 子ども健診室

参加者：[委員] 中尾委員、香月委員、伊藤委員、花屋委員

[事務局] 竹下部長、中嶋副部長、花野次長

子ども政策課 熊本課長補佐

保育幼稚園課 岸川課長補佐、山田、大野、西川

議事（1）分科会長・副分科会長の選出	
質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
・特になし	（分科会長に中尾委員、副分科会長に香月委員を選出した（事務局からの推薦）。）
議事（2）保育所等施設整備計画選定分科会の概要について	
質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
・特になし	（会議資料2「保育所等施設整備計画選定分科会の概要について」の内容に沿って説明した。）
議事（3）令和5年度施設整備事業者の選定について	
質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
（応募があった3施設について、補助の優先順位を決定した。）	（応募があった3施設に係る事務局審査案を説明した。）
議事（4）令和6年度以降の選定に係る審査項目等について	
質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
<p>[会議資料3 2 配点審査－1 ①～⑤]</p> <p>・老朽度の判断について、事務局からの課題案のとおり、築年数のみで判断すると、構造により老朽度には差が生じる。 構造ごとの法定耐用年数に対する築年数の割合で判断してはどうか（財産評価等でも使用される）。</p>	<p>（会議資料4「施設整備における課題」を説明した。）</p> <p>・老朽度の判断については、配点の細分化も含め、差が出ることがないように配慮した内容に見直したい。</p>

<p>[会議資料3 2 配点審査-2~4]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員の増員に係る考え方については、事務局からの課題案のとおり、直前の年度のみではある程度意図的な操作が可能になってしまうのではないかと。 ・過去5年間での平均値と比較してはどうか。 ・定員増に対する配点を高く設定しているが、少子化が進行している中、特に周辺地域においては利用定員増での加点を得ることができず、補助の獲得が難しくなるのではないかと。 ・人口減少に留意した配点内容とすべきではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較の方法については、いただいたご意見を考慮のうえ検討し、見直しを行いたい。 ・確かに、利用者が減少している地域の施設も老朽化に伴う整備の必要は生じる。国のプランとの整合性を考慮し、継続して検討していきたい。
<p>[会議資料3 2 配点審査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsへの取組みについては、指針においても今後の課題として検討することとしていた。ハード面（太陽光発電装置の設置、環境配慮の建築資材の使用、空調等）、ソフト面（分別などの取組み等）で取組内容は多岐にわたり、それぞれ採点することは募集側、応募側ともに負担が大きいものと思われるため、取組みの有無などで一元的に評価、採点してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の中で、環境に配慮した取組みをどのように行っていくかなど、計画内容を確認したうえで判断し、加点することとして検討したい。
<p>[会議資料3 2 配点審査6②]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の処遇改善加算については、国の経済対策により項目が追加されている（Ⅲを新設）ため、審査項目に追加したい。

<p>[会議資料3 2 配点審査8①～②]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価の実施、公表と、第三者評価の実施、公表に同じ点数（1点）を配点しているが、第三者評価については費用を負担してサービスの向上に取り組むものであることから、配点を高くしてもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、第三者評価の実施に係る配点については、点数を増とする方向で検討したい。
<p>[会議資料3 2 配点審査-12①]</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査項目のうち、財務状況の要件で「サービス活動増減差額が3,914,400円以下」とあるが、金額の根拠をお尋ねしたい。 財務状況の配点についても、現在の内容（前々年度のサービス活動収支決算）では、利用定員の考え方と同じく、ある程度意図的な操作が可能となるため、公平な判断ができる基準を設けることができないか。 税理士の報酬規程においても、経営状況は単純な売り上げや利益等で一概に判断できるものではないため、「付加価値」という基準を用いて決定している。一例として紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該項目は「保育士確保緊急対策事業」と同要件としており、金額は保育士の初任給等を基礎として算定されている（163,100円×24月）。この事業は、保育所では、年度内において期間経過に応じて利用者数が増加する性質があるが、それに対し、保育士を年度途中で雇用することが困難であることから、年度当初からの雇用を促進するものとなっている。 ご意見を踏まえ、継続して良案を模索し、検討していきたい。
議事（5）その他	
質問・意見等	事務局回答・今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし